

工 事 概 要

東京都住宅供給公社

1. 件 名 トミンハイム船堀三丁目 インターホン及び自動火災報知設備改修工事
2. 工事場所 江戸川区船堀3-16-7
3. 工 期 契約日の日より 90 日間

4. 工事概要

本工事は、当住宅の既設インターホン及び自動火災報知設備を改修するものである。

建 物 型 式：平成6年度建設 鉄骨鉄筋コンクリート造 12階建 123戸

施 工 箇 所：1棟123戸

改 修 内 容：	1. インターホン取替工事	1式
	2. 自動火災報知設備取替工事	1式
	3. 上記に伴う諸工事	1式
	4. その他（所轄消防打合せ・各種届出書作成・検査立会）	1式

※図面の配線本数・機器の構成は参考とし、メーカー選定による設計内容との相違分については、設計変更を行わない。

5. 注意事項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書（電気設備）によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等（クレーン付きトラック含む）による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け払い、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。（工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く）
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 重点点検工事とは、工事中第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事を言う。本工事は重点点検工事に該当しない。

7) 点検強化工事とは、足場仮設等の点検強化を図る工事として、重点点検工事以外の足場仮設等を伴う工事を言う。本工事は点検強化工事に該当しない。

8) 工事に伴う電気、火気設備、危険物等使用時には火災予防、事故防止対策を徹底する

9) 工事期間中に感知器が発報した場合は、受信機に表示された発報現場を確実に確認するなど、火災時の防火対象物側の初動体制を明記しておくこと。